

# 機器共同調達仕様書兼入札説明書

平成25年12月

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会

## 1 調達背景および目的

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（以下「協議会」という。）は、秋田県町村会（以下「県町村会」という。）に事務所を置く協議会です。

秋田県内12町村は、電算システムの共同化を推進するため、平成25年4月に一部事務組合を設立し、同年10月から住民記録、税、福祉等の基幹系システムおよび財務会計等の内部情報系システムについて、クラウドを利用した共同利用型システムが稼働し順次移行することとしています。

その共同利用型システムで使用する機器や搭載ソフト（アプリケーション）等は町村ごとに大きな差異が無いといった特徴があることから、協議会において一括して事業者選定を行うことにより、各町村の経費負担軽減、事務手続きの簡素化を図り、住民サービスの向上を推進することを目的としています。

## 2 共同調達について

(1) 本協議会の実施する共同調達とは、協議会の会員である1以上の町村（以下、共同調達参加団体と言う）が共同で物品の調達を行うことを言います。

(2) 共同調達物品の入札（本書に係る入札）は、協議会が執り行い、調達物品に係る契約は原則として各共同調達参加団体と落札事業者の間で個別に締結します。

ただし、賃貸借（リース）を希望する共同調達参加団体については、当該共同調達参加団体が指定するリース会社に、落札した金額（入札額に消費税および地方消費税を加算した金額）をもって機器を売り渡してください。

契約についての詳細は、12. に示すとおりです。

(3) 本書に係る物品の共同調達参加団体は以下の町村です。

① デスクトップ型パソコン、ディスプレイ（3町村）

・ 上小阿仁村 ・ 美郷町 ・ 東成瀬村

② ノート型パソコン（3町村）

・ 上小阿仁村 ・ 美郷町 ・ 東成瀬村

③ プリンター（2町村）

・ 美郷町 ・ 東成瀬村

## 3. 調達の種類

購入（一括）又はリース

#### 4. 競争入札に付する調達の内容

##### 入札物件

(入札物件名) パソコン・プリンター等

次に掲げる(1)から(3)を、それぞれ入札します。

- (1) デスクトップ型パソコン179台、ディスプレイ141台
- (2) ノート型パソコン19台
- (3) プリンター9台

#### 5. 調達物品機器の仕様

- (1) 本件調達物品機器等の仕様等は、別紙「仕様書明細／見積書」に示すとおりです。
- (2) 機器仕様は全て必須の仕様です。
- (3) 必須の仕様は共同調達参加団体が必要とする最低限の仕様を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格とし、落札決定の対象から除外します。
- (4) 入札機器の性能等が機器仕様を満たしているか否かの判定は、協議会において、入札機器に係る提出資料の内容を審査して行います。

#### 6. 機器のセットアップ等の作業範囲

- (1) 設置場所の確保、及び設置場所までの電源、LANケーブルの確保は、共同調達参加団体が行うものとします。
- (2) パソコンの現地調整は、機器の設置、Windowsの初期セットアップをすることとします。  
また、詳細な初期セットアップ情報は、当該共同調達参加団体との間で協議することとします。
- (3) パソコンのネットワーク接続は、当該共同調達参加団体から与えられたIPを付番する等、当該共同調達参加団体のネットワークへ接続することとします。  
また、詳細なネットワーク接続情報は、当該共同調達参加団体との間で協議することとします。
- (4) プリンターの現地調整、ネットワーク接続は、機器の設置および当該共同調達参加団体から与えられたIPで当該共同調達参加団体のネットワークへ接続することとします。  
また、詳細なネットワーク接続情報は、当該共同調達参加団体との間で協議することとします。

## 7. 物品機器等の数量

### (1) 機器及びソフトウェア

町村ごとに導入する機器台数等は別紙「仕様書明細／見積書」に示しておりますが、落札事業者と当該町村の協議により変更できることとします。

## 8. 入札参加資格要件

本調達における入札参加資格要件は、以下の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 全ての共同調達参加団体において競争入札に参加する必要な資格を有する者であること。
- (5) 全ての共同調達参加団体において指名停止又は指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者であること。

## 9. 入札に必要な提出書類

本入札では、入札金額を記入した入札書の提出の前に、提案された機器の仕様等について、本書を満たしているかについての審査を行います。

### (1) 事前審査時提出書類

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ① 参加表明書                   | 1部 |
| ② 入札機器の仕様書（13. その他を確認下さい） | 2部 |
| ③ 作業体制届                   | 1部 |

上記入札機器等に関して、契約者と納入・作業実施業者などとの関係がわかる体制図を提出してください。（リースを希望しているケースを作成いただく必要はありません）

### (2) 入札時提出書類

- ① 入札書
- ② 委任状（入札日に出席する者が代理人である場合）

## 10. 入札参加に必要な書類の提出および結果の通知

### (1) 事前審査書類の提出

#### ① 提出期限

平成26年1月14日(火)午後5時

#### ② 提出先

〒010-0951

秋田県秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館2階

電話 018-862-3851

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会 (秋田県町村会内)

#### ③ 提出方法

持参

#### ④ 事前審査期間

平成26年1月6日(月)から平成26年1月17日(金)まで

### (2) 事前審査の実施

入札参加希望者が、入札参加資格要件および仕様書の内容を満たしていることなど事前審査を実施します。協議会が必要と認めた場合には、入札参加希望者に対して個別にヒアリングを行ったうえ、提出書類の修正を求められます。

### (3) 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または、修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札に参加することはできません。

審査結果は、審査期間終了後、メールまたはFAXにより速やかに通知します。

## 11. 入札

### (1) 入札日時および場所

#### ① 日時

平成26年1月21日(火)

午前10時 デスクトップ型パソコン、ディスプレイ

午前10時15分 ノート型パソコン

午前10時30分 プリンター

ただし、進行状況によっては開始時間が前後することもあります。

② 場所

〒010-0951

秋田県秋田市山王四丁目2番3号

秋田県市町村会館会議室

③ 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

(2) 入札する金額

入札は、入札物件ごとに行い、機器購入代金（作業費・設定費を含む）で行います。入札金額は、各共同調達参加団体の当該金額を合算して算出してください。

入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届を入札日時の前日の午後5時までに10(1)

②の提出先に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

①入札参加資格にない者のした入札および入札の条件に違反した入札

②入札書記載の金額を加除訂正した入札

③伝送をもって送付してきた入札

④入札書に記名押印を欠く入札

⑤入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

⑥同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

⑦入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札

⑧記名押印を欠く入札

⑨その他、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札事業者の決定方法

①開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。

②予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札事業者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度(2回目の)入札を実施します。

なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。

③落札事業者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札事業者を決定します。

④落札事業者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に

低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札事業者の決定を留保する場合があります。

⑤再度の入札でも落札事業者がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うこととします。

(6) 入札結果の共同調達参加団体への通知

入札結果については、落札事業者決定後速やかに各共同調達参加団体に通知します。

## 12. 契約について

### (1) 機器および付帯作業の契約

落札事業者は、共同調達参加団体または共同調達参加団体の指定するリース会社と物品売買契約を締結する場合には、落札後提出の別紙「仕様書明細／見積書」の単価を適用するものとします。

また、落札事業者と共同調達参加団体は、以下の手順に従い契約について協議を行うこととします。

#### ① 機器台数等

機器台数等は、落札事業者と共同調達参加団体の協議により、変更できることとします。

#### ② 契約形態

##### ア 購入等の共同調達参加団体

共同調達参加団体が落札事業者との間で物品売買契約を締結し、代金は共同調達参加団体が落札事業者に対して直接支払うこととします。

##### イ リースする共同調達参加団体

落札事業者は、共同調達参加団体が別に決定するリース会社と物品売買契約等を締結し、代金はそのリース会社が落札事業者に対して支払うこととします。

#### ③ 契約年度および契約日

契約年度および契約日は、共同調達参加団体の指示するところによるものとします。

#### ④ 納入期限および納入場所等

ア 納入期限は、共同調達参加団体が支障のない日とし、契約書に記載されるものとします。

納入場所は、共同調達参加団体が別に指定することとします。

イ 契約の完了検査等は、落札事業者と共同調達参加団体との間で行うこととします。

⑤ 支払期限および支払方法

ア 購入等の共同調達参加団体

共同調達参加団体が、契約書に記載された期日までに落札事業者に対し口座振込にて一括で支払います。

イ リースする共同調達参加団体

共同調達参加団体が別に決定するリース会社との協議により支払方法を決定します。リースの開始は、リース契約書に記載された日からとします。

ただし、事情により納入完了が遅れる場合のリース開始月は、落札事業者と共同調達参加団体の間で別途協議することとします。

13. その他

(1) 提案する機器およびソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていることが必要です。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアによって応札する場合には、機器仕様を満たすことと納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出してください。

(2) 提案に際しては、提案機器が本書の機器仕様をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的かつ明確に記載してください。

なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付けることが必要です。

(3) 入札機器に係る機器仕様書は以下の形式で2部提出してください（1部コピー可）。

①機器一覧、カタログ等から構成し、ファイルに綴じること。

②カタログ等にはインデックスラベル等で通し番号（以下「カタログ番号という。」をつけること。

③機器一覧にはカタログ番号への参照をつけること。

④機器一覧、カタログの整合性に留意し、機器名・型番などに食い違いが生じないように十分吟味すること。

(4) 当共同調達仕様書兼入札説明書について質疑がある場合は、平成26年1月10日(金)午後5時（期限厳守）までに下記へ電子メールでお問い合わせください。

問い合わせにあたっては、業者名、問い合わせ者の氏名・所属・メールアドレスを必ず明記してください。

提出されたものに対し、入札参加者の担当者全員にメールで回答します。

なお、当該回答文書は、本書に対して追加又は修正したものとみなします。



○問い合わせ先：秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（秋田県町村会内）

担当：高橋

メール：takahashi@akita-chosonkai.gr.jp

電話：018-862-3851

- (5) 別紙「仕様書明細／見積書」には表紙を必ずつけてください。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (7) 今回の応札に関する事務経費は、全て指名された業者負担とし、また、提出された書類等は全て返還しないものとします。
- (8) 入札保証金は、免除とします。
- (9) 全ての業務完了後、導入共同調達参加団体に対し、以下の物件を納品することとします。（任意の様式）
  - ① 機器明細
  - ② ソフト明細（ライセンス等も明記）
  - ③ ライセンス証書